

亀山市公告第37号

次の法定外公共物の用途を廃止するので、関係図面を亀山市建設部土木課河川流域グループに備え置いて、公告の日から2週間縦覧に供する。

令和7年5月26日

亀山市長 櫻井 義之

1 法定外公共物の種類

河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受けない水路

2 法定外公共物の所在及び面積

亀山市布気町1742番8 14.10㎡

亀山市布気町1743番5 14.06㎡